

【地区区民館の利用方法について（全利用者）】

地区区民館は、地域住民の相互交流および自主的活動を推進し、区民生活の向上に寄与するとともに、地域における児童および高齢者の福祉の増進を図るために設置されています。ご利用にあたり、以下に記載したルールとマナーを守ってご利用ください。

利用できる方

構成員に練馬区内に在住・在勤・在学している方がいる団体および個人。

団体登録は、「団体登録の方法（地域登録団体・登録団体・一般団体等）」をご覧ください。

練馬区ホームページ「各種サービス」→「オンラインサービス」→「地域集会施設予約システムサービス」→「地域集会施設予約システム（外部サイト）」から申し込むことができます。

練馬区地域集会施設予約システムのアドレスは以下のとおりです。

パソコン・スマホ <https://www2.pf489.com/nerimaChiiki/web/>

携帯電話 <https://www2.pf489.com/nerimaChiiki/mobile/>



1 抽選申込みについて（地域登録団体・登録団体のみ）

(1) 抽選申込み開始日・締切日・時間

① 地域登録団体

◎ 窓口

【第1回目】

利用予定日の属する月の4か月前の月の第1平日の午前9時から15日（15日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直前の平日）の午後5時まで（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

【第2回目】

利用予定日の属する月の4か月前の月の16日（16日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直後の平日）の午前9時から月の最終平日の午後5時まで（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

○ インターネット

【第1回目】

利用予定日の属する月の4か月前の月の初日の午前9時から15日の午後5時まで

【第2回目】

上記第1回目の締め切り直後から月の最終日の午後5時まで

② 登録団体

◎ 窓口

利用予定日の属する月の3か月前の月の第1平日の午前9時から月の最終平日の午後5時まで（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

○ インターネット

利用予定日の属する月の3か月前の月の初日の午前9時から月の最終日の午後5時まで

(2) 抽選申込みの取消し

窓口・インターネットで抽選申込みの取消しができます。

抽選申込みをした内容を変更したい場合は、既申込み内容の取消しと新たな抽選申込みをします。

① 窓口

抽選を行う15日と月末の午後5時までに、所定の用紙で手続きをお願いします。

「15日と月末」が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直前の平日となります（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

② インターネット

抽選を行う15日と月末の午後5時までに、手続きをしてください。

2 抽選について（地域登録団体・登録団体のみ）

(1) 抽選方法

抽選申込み期間内に申し込んだ予約を機械が自動で抽選し、決定します。

(2) 抽選結果

抽選結果は、窓口・インターネット・電話で確認できます。

窓口・電話での確認は、抽選直後の平日の午前9時以降の開館時間中にお問い合わせください。

インターネットでの確認は、24時間いつでもできます（データの保守時間等を除く）。

窓口で抽選申込みをした場合でも、インターネットで確認ができます。

(3) 抽選結果後の部屋の空き状況の確認

抽選後の部屋の空き状況の確認は、窓口・インターネット・電話でできます。

インターネットでの確認は、24時間いつでもできます（データの保守時間等を除く）。

窓口・電話でのお問い合わせ時間は、平日の午前9時から午後5時までです（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

3 空き枠予約について

(1) 受付順

先着順で受け付けします。

(2) 申込方法

<地域登録団体・登録団体・一般団体等>

ア 窓口（所定の用紙で行います。）

イ インターネット

<登録外（登録していない団体および個人）>

窓口のみ

(3) 回数制限のある空き枠予約の利用申し込み

地域登録団体および登録団体が利用予定日の属する月の2か月前の月の第1平日

（インターネットの場合は第2平日の午前8時59分59秒）までに、利用申請を行うことができる回数は、月5回を限度とします。

利用予定月の属する月の2か月前の月の第2平日午前9時から、利用申請を行うことができる回数に制限はありません。

※「1回」の利用の数え方

1日に複数の部屋（大広間と和室など）や異なった時間帯（午前と夜間など）で利用しても、1回と数えます。（1日＝1回）

① 地域登録団体

ア 窓口

利用予定日の属する月の3か月前の月の第1平日の午前11時から利用予定日の属する月の2か月前の月の第1平日の午後5時まで

※3か月前の月の第1平日のみ午前11時から。その他は通常の受付時間。

イ インターネット

利用予定日の属する月の3か月前の月の第1平日の午前11時から利用予定日の属する月の2か月前の月の第2平日の午前8時59分59秒まで

※3か月前の月の第1平日のみ午前11時から。その他は24時間いつでも申し込むことができます（データの保守時間等を除く）。

② 登録団体

ア 窓口

利用予定日の属する月の2か月前の月の第1平日の午前11時から午後5時まで

イ インターネット

利用予定日の属する月の2か月前の月の第1平日の午前11時から利用予定日の属する月の2か月前の月の第2平日の午前8時59分59秒まで

(4) 利用申込みの期限

ア 窓口

利用予定日の「前日」の午後5時までです。前日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直前の平日の午後5時までとなります（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

イ インターネット

利用予定日の「前日」の午前8時までです。前日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直前の平日の午前8時までとなります（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。

4 利用申請について

(1) 利用承認書の受け取り

① 地域登録団体

1回目の抽選終了後、利用承認書の受け取りが可能となります。具体的には、利用予定日の属する月の4か月前の月の16日（旭町南以外の地区区民館・地域集会所においては、この日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直後の平日から）から利用前（利用当日含む）までです。

② 登録団体

月末の抽選終了後、利用承認書の受け取りが可能になります。具体的には、利用予定日の属する月の2か月前の月の初日（旭町南以外の地区区民館・地域集会所においては、この日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直後の平日から）から利用前（利用当日含む）までです。

③ 登録している一般団体等

予約確定直後の平日から、利用前（利用当日含む）までです。

- ④ 登録外（登録していない団体および個人）
窓口で申請の受付をした際にお渡しします。
- (2) 利用申請書の署名の省略
利用申請書の署名は、抽選申込に使用する「抽選申込書」や、空き枠予約時に使用する「利用申込書」に記入された署名をもって代えることができます。
また、インターネットで抽選申込みおよび利用申込みをした場合は、ID・パスワードの入力をもって署名したとみなすため、利用申請書への署名は不要です。いずれの場合も、利用前までに利用承認書を受け取ってください。

5 利用取消しおよび延長について

- (1) 取消手続方法
 - ① 窓口
利用予定日の「直前の平日」の午後5時までに、利用承認書をお持ちいただき、利用取消届（館で用意します）の提出をお願いします。
（旭町南地区区民館・各地域集会所を除く）。
 - ② インターネット
利用予定日の「直前の平日」の午前8時までに、所定の画面で手続きをしてください
（旭町南は、「直前の平日」ではなく、「前日」となります。）。利用承認書を受け取っている場合は、後日、開館時間中にお持ちください。
- (2) 使用料の還付
使用料を納付済みの場合で、期日までに利用取消し手続きをした場合には、使用料の還付を受けることができます（窓口で取消し手続きと同時に手続きをすることができます。）。利用承認書と印鑑をお持ちになり、平日の午前9時から午後5時までに（旭町南は、午前9時から午後5時まで）使用料を支払った施設の窓口で還付の手続きをしてください。また、使用料の還付は、口座振り込みになる場合もあります（詳しくはお問い合わせください。）。
- (3) 利用当日の取消し
利用当日の利用取消しはできません。既に納付された使用料は還付できません。使用料が未納の場合は、後日、お支払いいただくこととなります。
- (4) 利用の延長
他の部屋利用や時間延長等を希望される場合は、既に利用承認済みの部屋とは別に、新たに追加分としての利用手続きが必要となります。
 - ① 平日の午前9時から午後5時まで
希望する部屋が空いていれば可能です。窓口で手続きをしてください。
 - ② 土曜日・日曜日・祝休日および夜間
当日の利用申請・時間変更はできません。ただし、時間延長が可能な場合もありますので、窓口へご相談ください。

6 使用料の支払方法について

- (1) 平日の午前9時から午後5時までにご利用の方
現金、回数券および地区区民館・地域集会所利用券で使用料の支払いができます。
- (2) 夜間・土曜日・日曜日・祝休日にご利用の方
回数券、地区区民館・地域集会所利用券を事前に購入していただき、利用前までに利用申請書の回数券貼付欄に貼付けをお願いします。
※旭町南地区区民館は、土曜日・日曜日・祝休日であっても、午前9時から午後5時まででは現金でも使用料の支払いができます。

※旭町南・光が丘地区区民館をご利用の場合

券売機(硬貨と千円札のみ使用可能。両替ができませんので小銭をご用意ください。)が設置されています。券売機で購入した「地区区民館・地域集会所利用券」や回数券での支払いもできます。

※券売機は、桜台地域集会所・旭丘地域集会所・土支田中央地域集会所・練馬高野台駅前地域集会所・上石神井南地域集会所・南大泉地域集会所・大泉北地域集会所・田柄地域集会所・東大泉中央地域集会所にも設置してあります。

(3) 個別回数券販売機

窓口で現金による支払いができない時間帯に利用する場合には、館に設置する「個別回数券販売機」で使用料分の券を購入することができます。なお、「個別回数券販売機」は紙幣の使用ができません。また、つり銭も出ず、両替ができませんので、使用料分の小銭(100円硬貨・10円硬貨)をご用意ください。

なお、券売機を設置している施設については、引き続き、券売機をご利用ください。

(4) 共通回数券

1枚1,000円(100円券×6枚 50円券×8枚)で販売しています。

(共通回数券の販売場所)

- ・地区区民館(22施設) ※休館中の施設を除く

平日の午前9時から午後5時まで

※ただし、旭町南地区区民館のみ土曜日・日曜日・祝休日も

午前9時から午後5時まで販売しています。

- ・練馬区役所本庁舎

<平日>

地域振興課(9階) 午前8時30分～午後5時

練馬区民事務所(1階) 午前8時30分～午後7時

<土曜日>

練馬区民事務所(1階) 午前9時～午後5時

- ・石神井・光が丘・大泉・早宮・関の各区民事務所

平日の午前8時30分～午後7時

- ・区民協働交流センター(ココネリ3階)

土曜日・日曜日・祝休日に券売機設置

午前9時～午後10時

(5) 回数券の払い戻し

団体の解散、免除団体に変更等で今後利用予定がない場合は、窓口へご相談ください。

【以下は、ご利用される全ての方へ周知していただくようお願いいたします。】

7 部屋の利用について

(1) 部屋の定員

各部屋は、定員が決まっています。定員を超えての利用はできません。

(2) 部屋の利用時間

部屋の利用時間は、活動の準備および後片付け・清掃などの時間を含みます。全てを利用時間内に終了してください。利用予定時間前および終了時間後の入室はできません。利用時間後は速やかに退室および退館してください。

(3) 利用承認書の提示

利用承認書は利用前に窓口へご提示ください。(インターネット予約により利用承認書を受け取っていない場合は団体登録証を窓口へご提示ください。)利用承認書をお持ちの方が遅れて来る場合は、窓口へお申し出のうえ、利用時間終了時までにご提示ください。回数券をお持ちの方が遅れて来る場合や利用承認書を忘れた場合も、同様に窓口へお申し出ください。

(4) 利用方法

他の利用者や近隣の迷惑にならないように、ルールを守ってご利用ください。

(5) 後片付け

原状復帰が原則です。次の利用者の迷惑にならないよう後片付けをしてください。掃除機・モップなどの清掃用具も用意してありますので、ご利用ください。また、破損等がありましたら、必ず事務室までご連絡ください。

(6) 飲食

飲食が認められている部屋で可能です。ただし、後片付け、ごみの持ち帰りをお願いしています。また、ロビー等共有スペースでは、飲食できません。

(7) 備品の貸出し

利用申請と同時に申し出ください。インターネットから申込みの場合は、利用確定後、備品の貸出しについて、館にご連絡ください。突然の申し出にはお応えできない場合があります。また、貸出しができない備品もありますのでご了承ください。

(8) 節電について

節電へのご理解とご協力をお願いします。

① 部屋の電気

利用後に消灯をお願いします。

② 部屋の冷暖房(室温のめやす)

夏季は28度、冬季は19度でお願いしています。冷やしすぎ、暖めすぎにご注意ください。また、利用後は冷暖房のスイッチを切ってから退室してください。

(9) 利用の禁止

館の運営に支障を来すような行為がある場合または利用状況が悪い場合は利用を中止していただく場合があります。また、今後のご利用をお断りする場合があります。

(10) 利用承認後の取消しのお願い

館を利用できない日の予定(館内消毒・清掃・館事業など)は、できるだけ早い時期にご案内していますが、施設の管理・運営上、緊急の事情(工事など)で、利用承認書発行後に利用の取消しをお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

(11) 練馬区に震度5弱以上の地震が発生した場合

利用者および職員の安全を確保したうえで、館とその周辺の安全点検を行うため、館を一時的に閉鎖します。

8 禁止事項

(1) 車での来館

地区区民館には駐車場はありません（現在、館にある駐車スペースは、緊急車両用および障害者用のものです）。機材・材料の搬入・搬出の場合など、特別な事由が発生したときは、事前にご相談ください（旭町南地区区民館には、有料の駐車場があります）。

(2) 喫煙について

全施設、館内は禁煙です。館外に喫煙場所を設置している施設もありますが、敷地内禁煙施設もあります。ご理解とご協力をお願いします。

(3) 給湯室

お茶などのお湯を沸かすための設備です。調理等にご遠慮ください（調理室がある館は、調理室をご予約ください）。

(4) ロビー等共有スペース

皆さんがご利用されるスペースです。打ち合わせなどにご遠慮ください。サークルの打ち合わせ、作業などについては、別途部屋の利用申請をしてください。

(5) 部屋の交換、譲渡等

人数の多少にかかわらず、団体間での部屋の交換、譲渡等はいけません。

9 電話について

(1) 電話の利用

館内に公衆電話はありません（旭町南地区区民館は除く）。緊急時などは窓口へご相談ください。やむを得ない場合は1回10円で事務室の電話をお貸しします。

(2) 電話の取次ぎ

利用中の利用者への電話の取次ぎは原則しておりません。利用者あての電話は、伝言で対応します。

10 他の地域集会施設（地区区民館、地域集会所）のご利用について

(1) 施設毎の留意事項

この「館の利用について」は、一般的な項目を記載してあります。施設の規模や近隣環境などの違いにより施設毎に留意すべき事項がありますので、初めて他の地域集会施設をご利用のときには、事前にお問い合わせいただき、個別の注意事項等を確認するようにしてください。

(2) 施設からの連絡

利用前に、利用内容の確認や利用上の注意点をお知らせするために、施設からご連絡を差し上げる場合がありますのでご承知おきください。

地域振興課 地域施設係